## 外交防衛委員会)

万 玉 郵 便 連合 憲章 の 第 八追 加 議 定 書、 万 国 郵 便 連 合一 般 規 則 の 第 追加 議 定 書 及 び 万 国 郵 便 条

約 の 締 結 に つい て 承 認 を求 め るの 件 閣 条 第一 号)(衆議 院 送 付 要旨

万 国 郵 便 連 合 ) 以 下了 連 合」 という。) は、 玉 際 郵 便 業 務 の 効 果 的 な 運 営に ょ IJ 諸 玉 民 の 間 の 通 信 連 絡 を

増 進 文 化、 社会及び 経済 の 分 野 に おけ る国 際 協 力 に 寄与することを目 らいとす る国 際 連 合 の 専 門 機 関 で あ

る。 \_00 八年  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成二十年) 七 月 か ら八 月 ま で スイ ス のジュ ネー ブで 開 催 され た 第二十 匹 回 大 会 議 に お L١

て、 連 合 の 組 織 及 び 運 営 並 び に 玉 際 郵 便 業 務 全 般 に つき見 直 U が 行 わ れ た 結 果、「 万 国 郵 便 連 合 憲 章 の 第 八

追 加 議 定 書」( 以 下 憲 章 の 追 加 議 定 書」 ح 11 う。)、「 万 国 郵 便 連 合 般 規 則 の 第 追 加 議 定 書 以 下

般 規 則 の 追 加 議 定 書 という。) 及 び 「 万 玉 郵 便条約」(以下「 条約」 という。) が 採択された( 同 時 に 郵

便送金業務に関する約定」が採択された。)。

## 一、憲章の追加議定書

こ の 憲 章 の 追 加 議 定 書は、 前文、本文十箇条及び末文から成り、 主な改正点は次のとおりである。

1 連 合の文書において使用され る用語 に .) U 指定された事業体」 等の定 義を追加する。

2 万 玉 郵 便 連 合 憲 章に お け る「 郵 政 庁 の 語 を「 加 盟 国 又 は 「 指定され た事 業体」 に 置 き換 える。

般 規 則 の 追 加 議 定 書

こ の 般 規 則 の 追 加 議 定 書 ば、 前 文、 本文二十六箇条及び 末文から成り、 主な改 正 点は 次の とおりであ

る。

2

万

玉

郵

便

連

合

般

規

則

に

お

け

るっ

郵

政

庁

の

語

を

加

盟

国

又 は

指

定さ

れ

た

事

業

体

に

置

一き換

ええる。

1 連 合 の 最 高 意 思決 定 機 関 で あ る大会 議 の 職 務 を 追 加 す

3 翻 訳 費 用 の 滞 納 に つ l١ て、 分 担 金 の 滞 納 に 関 す る 規 定 を 部 準 用 することとする。

4 加 盟 玉 の 時 的 な 連 合 の 経 費 分担: 等 級 の 引 上げ を 可 能とす る 規 定 を 追 加する。

 $\equiv$ 条 約

こ の 条 約は、 条 約 (前文、 本文三十七箇条及び末文から成る。) 及び最終議 定 書 (前文、 本文十五箇条

及 び 末文から成る。) から成り、 主な変更点は次のとおりである。

1 条 約 に お け るっ 郵 政 庁 の 語 を 加 盟 国 又 は 「指定され た 事 業体」 に 置き換え る。

2 加 盟 玉 ば 郵 便 業 務 のすべ ての段階 に おけ る 環 境、、 社会及び経済に関する活動 一に焦点を当てた持続可

能 な 開発に関する活動の戦略を採用し、 及び実行し、 並びに郵便業務の範囲内で持続可能な問題に . 関 す

る周知を図ることとする。

3 引き受けられ ない 郵 便物及び禁制の物 品として、 偽造又は海賊版 の物 品 を追加する。

引上げを行う。

4

到

着

料に

関する規

定

の適

用

の

ため、

すべ

ての国及び地

域

の分類

を 見

直すとともに、

現行の

適

用料率

の

5 業 務 の 質 の 改 善をするため の 基 金 ^ の拠出を増やすため、 開 発 途 上 国に対する到着料率に 定 の 比 率

分が増額される旨規定する。

な お、 憲 章 の 追 加 議 定 書、 般 規 則 の 追 加 議 定 書 及び条約は、 り ず れも二〇一 年(平成二十二年)一月

日に効力を生じ、 両追 加議定書 は 無期限 に 条約 は 次回 の大会議の文書の効力発生の時まで、 効力を有す

る。